

議案第 4 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第15条において同じ。)」を加える。

第4条第5項中「同表」を「同給料表」に改める。

第6条の3第1項中「減じて、」の次に「第1種」を加え、同条第2項中「規定により、」の次に「第1種」を、「準じて、」の次に「第1種」を加え、同条第3項中「規定により」の次に「第1種」を、「範囲、」の次に「第1種」を、「支給額その他」の次に「第1種」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第6条の4 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第8条の2又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年桐生市条例第4号)附則第7条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。)の日数に同条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第3項中「及び第5項」を削り、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加える。

第15条中「地域手当の月額」の次に「並びに初任給調整手当の月額」を加える。

第17条第1項中「第6項」を「第7項」に改める。

第18条第5項中「100分の70以内」を「100分の70(休職の原因である災害が公務上又は通勤上の災害と認められる場合にあっては、100分の100)」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 法第28条第2項又は職員の分限に関する条例(昭和27年桐生市条例第7号)第1条の2の規定により休職された職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第7条中「及びこれ」を「、第2種初任給調整手当の月額及び給料月額」に改める。

第9条中「地域手当」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第11条第5項中「額に、」の次に「給与条例第6条の4の規定を適用して得た額及び」を加える。

第18条及び第18条の2中「報酬の額」の次に「並びに給与条例第6条の4の規定を適用して得た額」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年桐生市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日ににおいて、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があ

ると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案説明

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

国に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。本改正は、令和8年4月1日以降に適用する改正部分の改正を行うものです。